



2013年5月9日

憲法 96 条改正についての幸福実現党の考え方

本日 9 日、衆議院憲法審査会において、各党が憲法 96 条についての考え方を表明します。わが党としては下記の通り、96 条改正に関する考え方を表明し、参院選において信を問う次第です。

安倍晋三首相が、来る参議院選挙において、憲法改正の発議要件を定めた 96 条の改正を争点化する方針を鮮明にしたことで、96 条改正先行の是非が大きな議論となっている。立党直後の 2009 年 6 月に「新・日本国憲法 試案」を公表し、自主憲法の制定を主張してきたわが党としては、憲法改正の機運が高まり、政治日程化しつつある現状は歓迎するものである。

96 条改正を先行させることについて、自民党などが推進の立場を明らかにする一方で、護憲政党は反対姿勢を示している。しかし、核ミサイル開発を急ぐ北朝鮮や、尖閣奪取の意思を鮮明にする中国など、日本を取り巻く安全保障環境が著しく悪化するなか、国家国民を守るには、憲法 9 条の改正が急務である。わが党としても、9 条改正への一里塚としての 96 条改正先行はやむなしと考える。ただ、これは極めて「政治的」な動きであり、安倍首相には、9 条改正の意図を隠すことなく、改憲論議を深めていくことを望みたい。

なお、96 条改正が実現したところで、9 条の改正には一定の時間がかかるのが実状である。そこで、わが党としては、9 条改正の必要性を強く訴えるとともに、「今、そこにある危機」に即応すべく、憲法解釈を変更し、憲法前文で謳う「平和を愛する諸国民」とは言えない国家に対しては、9 条を適用しないことを明確にした上で、自衛隊法などの関連法を包括的に見直し、有事への備えを万全にするよう改めて提言するものである。

幸福実現党 党首 やない筆勝